平成２９年（フ）第７９０号
千葉県柏市新柏３丁目９番地６　グリーンハイツ新柏Ａ―101号
債務者　後藤　敏秋
1　決定年月日時　平成29年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月１日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第７９１号
千葉県柏市新柏３丁目９番地６　グリーンハイツ新柏Ａ―101号
債務者　後藤　千春
1　決定年月日時　平成29年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月１日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第７９５号
千葉県柏市篠籠田1311番地３　メープルタウン・イーストⅢ－１号
債務者　須藤　智恵
1　決定年月日時　平成29年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月１日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第７９７号
千葉県野田市山崎2703番地（県営住宅野田山崎団地４棟302号）
債務者　松田きみい
1　決定年月日時　平成29年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月１日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第８００号
千葉県柏市松ケ崎364番地６
債務者　皆川　純子
1　決定年月日時　平成29年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月１日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第８３８号
千葉県松戸市稔台７丁目47番地の10　コンフォートタキザワ101号
債務者　鈴木　　隆
1　決定年月日時　平成29年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月１日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第８３９号
千葉県松戸市松戸新田605番地の４　松戸新田第二市営住宅Ｂ―104号
債務者　吉田キヌ子
1　決定年月日時　平成29年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年３月１日まで
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２９年（フ）第１２７６号
東京都八王子市長沼町205番地７ベラ・フロール106号
債務者　佐藤　　茜
1　決定年月日時　平成29年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月15日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月15日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第１２７０号
東京都町田市南成瀬４丁目19番地15ワタヤマンションＮｏ．２
債務者　宮下　光明
1　決定年月日時　平成29年12月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月16日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月16日午前10時30分
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２９年（フ）第９６号
栃木県小山市東間々田３丁目30番９号　メゾン・ド・マロンＤ棟201号室
債務者　佐藤　浩喜
1　決定年月日時　平成29年12月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月20日午後１時45分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２９年（フ）第９０８２号
東京都世田谷区奥沢２丁目11―16
債務者　向井　雅人
1　決定年月日時　平成29年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月20日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月20日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９０８３号
東京都江戸川区北小岩８丁目５―10
債務者　伊藤　　禎
1　決定年月日時　平成29年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月20日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月20日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９０８４号
東京都江戸川区北小岩８丁目５―10
債務者　伊藤　昌子
1　決定年月日時　平成29年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月20日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月20日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９１４８号
東京都世田谷区上馬４丁目１―２―302
債務者　遠藤　志穂
1　決定年月日時　平成29年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月20日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月20日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第９１５４号
東京都板橋区大谷口１丁目23―10―103
債務者　風見　仁未
1　決定年月日時　平成29年12月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年２月20日まで
5　免責審尋期日　平成30年２月20日午後２時
東京地方裁判所民事第20部